

令和4年資金決済法改正に係る内閣府令案等(資金決済法のうち前払式支払手段に係る部分)
に関する意見について

1 高額電子移転可能型前払式支払手段の解釈について

(意見)

高額電子移転可能型前払式支払手段、特に残高譲渡型前払式支払手段及び番号通知型前払式支払手段の該当性に関する解釈については、アカウントに紐づく未使用残高の不適切な移転を防止するという規制の趣旨に照らし、不合理に対象となる範囲を拡大したり、変遷したりすることがないように留意いただきたい。

(理由)

例えば番号等が転々流通することが生じ難いものや、残高の移転が第三者との間では行われ難いもの、法令上の文言から該当しないと考えられるものなどを、法令の改正をすることなく、解釈のみによって不合理に規制対象とすることになれば、事業者の予見可能性や事業の健全な発展等を阻害することとなる。

アカウントに紐づく未使用残高の不適切な移転を防止するという趣旨を十分に踏まえた明確な解釈が確立され、これが示されることが必要である。

2 府令案第1条第3項第4号について

(意見)

「発行者が管理する仕組みに係る電子情報処理組織を用いて移転をすることができる」について、指図をした利用者とは異なる利用者の一般前払式支払手段記録口座に未使用残高を移転することができるもののみに限られることを明確にすべきである。

(理由)

例えば、携帯電話端末の機種変更に伴う手続において、利用者自身が別の端末のアプリケーションに残高を移し替えるため、一時的に10万円を超える残高を、発行者のサーバーを経由して移転することや、利用者が店頭のレジで自らの前払式支払手段記録口座を特定したうえでチャージのための支払を行なうことにより、発行者に指図して自らの前払式支払手段記録口座の残高を増加させることなどがあり得ることから、ここでいう移転とは、異なる利用者間での移転であることを明確にしないと、規制の対象範囲が本来の趣旨よりも拡大してしまう恐れがあるため。

3 府令案第1条第3項第6号について

(意見)

「前払式支払手段発行者が自ら発行した前払式支払手段ごとにその内容の記録を行う口座」について、利用者やアカウントに紐づいたものを指すものであることを明確にすべきである。

(理由)

たとえば、番号等そのものに未使用残高が紐づいているものの、当該未使用残高と別の番号等に紐づいている未使用残高を利用者やアカウントに紐づけて合算できない場合には、一般前払式支払手段記録口座には該当しないと考えられるため。

4 高額電子移転型前払式支払手段の要件について

(意見)

内閣府令案第5条の2において、移転可能な1か月間の未使用残高の総額として30万円を超えるものを要件の1つとしているが、その額の根拠を具体的かつ網羅的に示していただきたい。

(理由)

当該額の設定については、金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」報告書(2022年1月11日)において、「電子移転可能型前払式支払手段と機能が類似する資金移動業者・クレジットカード事業者に関する制度や利用実態等を踏まえ、1か月当たりの譲渡額・チャージ額の累計額を30万円超とすることが考えられる」とされているが、この記載のみでは曖昧であり、根拠が不明確であると言わざるを得ない。

これまでも当連盟が主張しているとおり、クレジットカードの与信枠は、そもそも今回の前払式支払手段の移転可能額の閾値とは性質が異なるものであるとともに、クレジットカード事業者が貸し倒れリスクを避けるために低めに設定されることが通常であり、前払式支払手段の移転可能額の閾値とする根拠としては薄弱であると考えている。

今後、移転可能額の閾値が明確な根拠なく変更されることがないようにするためにも、今般、移転可能額の閾値を30万円と定める根拠を具体的かつ網羅的に示していただきたい。

5 前払式支払手段の不適切利用防止について

(意見)

番号譲渡型前払式支払手段等のギフトカードやギフトコードの不適切な流通防止の観点から、それらの買取業者や転売業者、転売サイト等への対策の内容を早急に明らかにするとともに、当該対策を確実に推進し、今後、実施状況を定期的に公表いただきたい。

(理由)

これまでも当連盟のほか、事業者団体からも意見が出ていたとおり、マネーロンダリング防止の観点からは、アカウントにチャージされる段階ではなく、番号等のままで発行者の管理する仕組みの外で売買がなされる段階に着目して対策を取ることが喫緊の課題であるところ、今般の法令改正ではその点の手当てがなされておらず、電子マネーの買取業者や転売業者、転売サイト等への対策が極めて重要であると考えている。

こうした対策について、いつどのように実施するのか早急に明らかにしていただくとともに、対策が実行された後には、その実施状況を定期的に公表いただくことは、行政、事業者、消費者(団体)等の関係者が共通認識を持って協力してマネーロンダリング防止に取り組むために重要である。